



ジャパンデスク ニュースレター Vol.9

2022年7月

新型コロナウイルスの影響を被った法人向け税制優遇の再延長

法人向け税制優遇の期間延長に関する財務大臣規則 2022年第114号(114/PMK.03/2022、以下、PMK114)が、2022年7月11日付で公布されました。

2022年1月25日に財務大臣規則2022年第3号(PMK3)が公布され、優遇の対象範囲及び期間について改正が行われましたが、今回はPMK3で示された優遇対象の範囲は変更されず、優遇期間の延長のみが示されました。

PMK114に規定されている、優遇を受けるための条件及び優遇内容は下表のとおりです。赤字がPMK3からの改正点となります。

項目	PPh22	PPh25	建設Final Tax
対象業種	72分野	156分野	灌漑用水利用促進プログラムに関連する納税者
優遇内容	免税	50%減額	建設サービス収入に対するFinal Taxの免税
申請	申請後に税務署長により免除証明書が発行されることで適用可	PMK114の発効(2022年7月11日)から30日以内に申請すれば、2022年7月度より適用可能	灌漑用水利用促進プログラムに関連する建設サービス収入が対象
対象期間	免除証明書発行日から 2022年12月31日まで	申請から 2022年12月度 まで	2022年12月度 まで
報告義務	実施報告を課税月の翌月20日までに提出	実施報告を課税月の翌月20日までに提出	課税月毎



PMK114 による改正のポイントは以下の通りです。

- 対象となる優遇税制項目及び対象業種数に関して、PMK 3 から変更はありません。各税制優遇を利用する業種のリストは PMK 3 の付表に記載があります。
- PPh25 の優遇対象となる納税者は、2022 年 7 月 11 日(PMK114 の発効日) から 30 日以内に申請すれば 2022 年 7 月度より優遇適用を受けることができます。PPh22 については免除証明書発行日から有効となるため、直ちに行う必要があります。
- 申請は PMK114 の付表に示されたフォームで行う必要があります。

当該優遇税制については今後も継続される可能性がありますので、引き続き税務総局からの発表に留意する必要があります。

本件に関するご質問又はご相談(会計監査、各種コンサルティング)等がございましたら、お気軽に Crowe Indonesia ジャパンデスクまでお問い合わせください。

三好博文

ジャパンデスク パートナー

hirofumi.miyoshi@crowe.id

三好久恵

ジャパンデスク マネージャー

hisae.miyoshi@crowe.id